

鳥取県告示第 919 号

北条町土地改良区理事長野田久良、大倉土地改良区理事長田中朝久、大誠土地改良区理事長南場喜一郎及び大栄町土地改良区理事長河本幹から設立認可申請のあった北栄町土地改良区連合については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第77条第2項の規定に基づき、平成19年10月31日設立の認可をし、同法第84条において準用する同法第10条第2項の規定により成立したので、同法第84条において準用する同法第10条第3項の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治